令和５年度の新潟県における障害者就労施設等からの物品等の調達の方針

１　概要

障害者就労施設等（下記２⑴及び⑵の施設等をいう。以下同じ。）で就労する障害者の自立の促進に資するため、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図ることは重要である。

このため、新潟県では、平成18年４月１日から新潟県財務規則の運用について（昭和57年４月１日付け財第80号新潟県副知事通達。以下「副知事通達」という。）において、障害者就労施設等と契約することを努力義務とする本県独自の方針を規定するなど、障害者就労施設等からの優先調達に努めてきた。

一方、平成25年４月１日に施行された国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）により、地方公共団体について「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない（第９条第１項）」ことが規定された。

このため、新潟県は、既存の規程を整理し障害者優先調達推進法第９条に規定する方針（以下「方針」という。）を作成するものである。

２　定義

方針に係る用語の定義は次の各号のとおりである。

⑴　障害者多数雇用事業者　新潟県障害者多数雇用事業者からの物品等調達に関する要綱（平成18年４月１日制定）第２条⑵に規定する次の各号のいずれにも該当する者であって登録を受けた者である。

ア　物品等入札参加資格者名簿若しくは庁舎等管理業務入札参加資格者名簿に登載されていること、又はそれと同等の資格を有すると認められること。

イ　中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項各号に掲げる者をいう。）であって、県内に事務所又は事業所を有する者であること。

ウ　県が調達を行う会計年度の前年度及び前々年度の各６月１日において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第１項の規定（同法附則第３条第２項に規定する除外率（以下「除外率」という。）に係る部分、及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）附則第６条に規定する精神障害者である短時間労働者に関する特例に係る部分を除く）を満たしている者であって、障害者実雇用率（県内事務所又は事業所において雇用する障害者の数（同法第43条第３項から第５項までの規定により算出したもの。以下「雇用障害者数」という。）の常時雇用する労働者の数（同法第43条第８項の規定（除外率に係る部分を除く）により算出したもの）に対する割合を百分率で表したもの（小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が、法定雇用率（同法第43条第２項に規定する障害者雇用率をいう。）の２倍以上であり、かつ、雇用障害者数が２人以上であること。

⑵　障害者関係施設　副知事通達第72条関係１⑶に規定する次の各号に掲げる者である。

ア　障害者支援施設

イ　障害福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

ウ　地域活動支援センター

エ　小規模作業所

⑶　物品等　製造の請負、財産の買入れ又は役務の提供（副知事通達第72条関係１）

３　方針

⑴　少額随契を行う場合

ア　物品等に関して、少額随契（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の２第１項第１号に規定する随意契約をいう。）を締結しようとするときは、障害者就労施設等を契約の相手方とするように努めなければならない。（副知事通達第72条関係）

イ　下記各号に規定する者との上記アの契約の手続きの方法は、当該各号に定める要綱の規定によるものとする。

（ア）　障害者多数雇用事業者

新潟県障害者多数雇用事業者からの物品等調達に関する要綱

（イ）　障害者関係施設

障害者授産施設からの物品等の調達に関する要綱

⑵　指名競争入札を行う場合

物品等のうち物品の購入又は物品の製造の請負の契約に関して、指名競争入札（令第167条の規定に基づく方法をいう。）を行う場合は、指名業者に障害者多数雇用事業者を追加選定するよう努めるものとする。（新潟県障害者多数雇用事業者からの物品等調達に関する要綱第11条２）

４　目標

予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、上記３の方針のとおり、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

５　実績（令和４年度）

860件　116,180,503円　（対前年度比　43,128,852円の増）

内訳は別表１のとおり。